

保 險 募 集 と は 何 か

アカラックス株代表取締役

アクチュアリー

坂本

嘉輝

「いよいよ7月16日、変額年金保険が銀行の窓口で販売される予定です。各銀行はその準備を着々と進めており、証券会社もその前に準備作業をすすめておくと頭張っている。生保各社も統々と銀行の窓販に向けた商品作りを進めている。

そんな中、7月2日にあった金融審議会金融分科会第2部会の議事録が公開された。この議事録には銀行窓販の範囲拡大について議論が交わされ、特に変額年金保険の銀行窓販開始についていろいろな意見が交わされている。中でも、生活経済ジャーナリストの高橋伸子さんが大学の先生方や、銀行・生保そのほかの大型金融機関の役員を相手に、「ユーザー側」に立った意見を繰り返して主張している。

この議事録はインターネット上の金融庁のホームページで公開されているので(ちょっと長くて、また議事録なので読んで楽しむというつもりで読んでいただく)、ここではその一部を引用しておきたいと思う。

(議事録の後半は、金融庁から函索に提出している法律案についての説明なので、変額年金保険の銀行窓販とは関係なく、読まなくても構わない)。

この議事録で高橋さんがいっているのは、銀行が本気でどのような商品販売をすすめることができるのか、

「現在いっしょの証券会社が変額年金保険を販売しているが、そのやり方に問題はないかと、どう思われますか？」

「私なりに整理すると、銀行には購入者に対し、きちんとしたフォローをする体制・意識があるか、ということになってくる。あるいは、それがある場合に限って販売を認めるべきなのか、販売と事後のフォローは別々に考えればいいのか、という問題提起だと思う。

従来型の保険の場合、その

「約者にきちんと説明するのかが、この点を高橋さんは問題にしている。保険の募集とは、最初契約を締結した時点で終わってしまっても、その後のフォローが重要である。死んだ後、さまざまな面倒をみるのが当然に期待されている行為なのか、それこそが問題にしている。」

「現在、既に一時払変額年金保険を販売している証券会社は、高橋さんの質問に対し、自分たちは売るのが約後も大きく変わらないうち、後の面倒は保険会社がやるという。変額

「約者として契約を締結させた後は保険会社の仕事だ。また、私の調べた限りでは、生命保険販売のための一般課程試験のテキスト(1)一般課程だけでなく、専門課程(応用課程、生命大学を含めてすべてのテキスト)には、保険商品募集(2)というものが載っている。周知の通り、保険募集に当たっては、契約締結後のフォローアップサービスが非常に重要である。この点が細かに決まってくる。よって、これは、代理店であれ、媒介であれ、契約の締結という行為は契約が成立した段階で完了するものではない。し

「これは、契約の乗り換えであれば当然のことではないか。生命保険契約は長期にわたる契約で、それは随時見直しを必要とするのは初めから明らかだ。契約を販売した募集人がその見直しをしないのであれば、ほかの募集人が代わりに見直しをするのは、ある意味で当然のサービスであろう。その結果が他社業の乗り換えや商品なしの転換に結び付いて、消費者はどのようなサービスを受けたいのか。また、募集人はどのような売りたいのか。また、募集人はどのような方を望んでいるのだろうか。この機会に十分考えてみてはどうか。」

「また、金融審議会における高橋さんの意見は、これに書かれた限りで限定されているわけでは、ない。ここでいっているのは、その発言の一部をどう考えても試みたくはない。高橋さんの発言の全体については議事録を直接当たっていただきた。また新たな発見があるかも知れない。」

販売と事後のフォローの問題が



年金保険、特に最近人気の一時払変額年金保険は、年金という着物を着せ方投資信託だ。しかも、いっしょのファンドに分散投資を可能にし、ファンド間の資産の組み替え(リバランス)も一定の範囲内で自由かつ無料でできるという商品だ。また、運用対象のファンドが固定しているわけではなく、保険会社が自由に増やしたり減らしたりできるものもある。

保険会社による組み入れファンドの選択によって、それを活用する一時払変額年金保険の商品性が変わってくるのではないかと、また、その変化を誰が既契

「社がみてくれるはずだ」という内容の返答をしている。そのなかのところが、それで良いのだが、生命保険会社の商品消費者が購入した場合、その後のフォローアップは、誰がするのかわからない。生命保険を売る保険募集人は、保険業法上、保険契約の締結の代理店または媒介者」と規定されている。この意味からすると、前記証券会社の言い分は問題もない。代理店は

「か、保険募集の枠に入らないうち、提供するのは、あまの明らかな。例え、ある保険会社がその契約者に知らせている、その契約者が加入して、その保険会社の既契約を解約すれば、その解約返戻金を既に数年前に契約している同じ契約者のアカウントに投入して、また、教科書に書いてあるとおり、募集人が契約を募集することはない。高橋さんの発言の全体については議事録を直接当たっていただきた。また新たな発見があるかも知れない。」

「あらためて考えてみる時期に